2001.10.26 基準·試行委員会承認

2007.12.19 認定・審査調整委員会改訂承認

2012.6.27 認定・審査調整委員会改定承認

2018.12.3 認定・審査調整委員会改定承認

審査研修員資格取得に関する学協会主催審査講習会 及びJABEE 提供のWeb 講習についての要件

JABEE の認定審査に従事する審査員(審査団長以下すべての審査実施者を含む)になるためには、審査に関する基本的な知識を得るための講習を受講した後、審査研修員として審査に参加し、実地での研修を行うことが条件となっている。上記の講習として、JABEE の正会員学協会は審査講習会を、また JABEE は Web 講習 (e ラーニングによる講習)を実施することができる。その場合以下の指針に従って行なうものとする。

1. 審査講習会の内容と講師

- 1) 学協会は審査講習会を開催するにあたり、その計画内容について次の事項につき、あらかじめ認定・審査調整委員会の承認を得るものとする。
 - a) 講習は、JABEE の審査員として必要な事項について十分な理解を与える内容と すること。
 - b) 講習会における講義は、JABEE が用意した6点の共通説明資料をすべて用い、 これに適切な質疑応答の時間を合わせて実質6時間以上とする。
 - c) 講師は認定・審査調整委員会の承認を得た者がつとめる。
- 2) なお、学協会は上記の講義時間に加え、分野別要件の解説その他有用と判断する講習をこれに追加することができる。
- 3)審査講習会は各学協会が単独または他の学協会や JABEE と共催して開催することができる。審査講習会開催に必要な予算および参加者の費用負担についても開催学協会が決めることができる。
- 4) 学協会は、上記の規定に基づく審査講習会の他に、下記2項の Web 講習の修了者を 対象とした講習会を開催することができる。その場合は、上記1)項に記載された認 定・審査調整委員会の承認は不要である。

2. Web 講習の運営と内容

- 1) Web 講習の運営方針及び内容は、認定・審査調整委員会の付託を受けて審査員研修部 会が決定する。
- 2) 教材には少なくとも上記1、1)、b)項に記載された6点の共通説明資料と同等のものに確認問題を追加したものを含み、本教材による講習を「審査員 Web 基礎講習」と呼ぶ。
- 3) Web 講習には、上記 2) 項の「審査員 Web 基礎講習」以外の教材も適宜追加するこ

とができる。

3. 講習修了者の管理

- (1) 学協会主催審査講習会
- 1) 主催学協会は講習修了者のリストを JABEE に提出する。講習修了者リストは学協会 及び JABEE で保管、管理するものとする。
- 2) この講習を修了した者は、審査研修員として審査に参加する資格が得られる。その有 効期限は、受講後5年間とする。

(2) Web 講習

- 1) JABEE は「審査員 Web 基礎講習」修了者のリストを保管、管理し、定期的(原則的 に各年度の四半期ごと)に修了者の関係する学協会に送付する。また、任意の時期に 学協会からの提供依頼があった場合は、その時点での最新のリストを当該学協会に送付する。
- 2)「審査員 Web 基礎講習」を修了した者は、審査研修員として審査に参加する資格が得られる。その有効期限は、受講後5年間とする。
- 3)「審査員 Web 基礎講習」の修了のみで審査研修員の資格を与えるか、それ以外の講習 等も資格の要件に加えるかは学協会にて決定する。
- 4) 各年度の審査員及び審査研修員は、当該年度に JABEE が実施する審査員研修会の受講に先立って、「審査員 Web 基礎講習」又は JABEE が提供する他の Web 講習を受講することを原則とする。

以上